

# 大阪府高齢者計画2024（案）に対する府民意見等と大阪府の考え方について

資料2

## 【募集期間】

令和6年2月1日（木曜日）14時から3月1日（金曜日）24時まで

## 【募集方法】

郵送、ファクシミリ、インターネット

## 【意見件数】

7名の方から9件（うち意見の公表を望まないもの2件）のご意見をいただきました。

寄せられたご意見等の概要、ご意見等に対する大阪府の考え方は下記のとおりです。お寄せいただいたご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部要約等をしている部分があります。

項番	章	ご意見の概要	大阪府の考え方
1	第3章 施策の推進方策	P.89 歯と口の健康に係る普及啓発中、歯周疾患予防啓発を、強化されたい。	各種イベントや事業機会をとらえ、歯周疾患の予防啓発に努めてまいります。
2	第4章 大阪府認知症施策推進計画2024	P.103 認知症の人に関する理解の増進中、キャラバンメイト養成研修を、充実されたい。	キャラバン・メイト養成研修については、受講希望者のニーズに応えられるよう、引き続き、研修の実施回数や規模の確保等に努めてまいります。
3	第4章 大阪府認知症施策推進計画2024	P.104 相談体制の整備等中、「認知症カフェ」の周知広報を、拡充されたい。	府においては、府内市町村の認知症カフェの活動内容を集約したものや、認知症カフェを紹介する各市町村のホームページへのリンク先を府ホームページで公表する等の取組みを行っています。ご意見を踏まえ、第4章第3節第1項の「府のホームページ等においても、認知症の基礎知識とともに、相談窓口等をわかりやすく紹介し、府民への情報発信を充実していきます。」の記載に認知症カフェについても追記いたしました。
4	第2章 高齢者を取り巻く状況と大阪府のめざすべき方向性 第3章 施策の推進方策	高齢者における要支援及び要介護認定された方の内訳（原因）を見ると、特に要支援の方は関節疾患や転倒骨折などの整形外科疾患が多いことがわかっている。その一方で厚生労働省の介護保険政策を見ると機能訓練や医学的リハビリテーションは、要介護に重点を置いており、要支援の方の機能訓練およびリハビリテーションは単価が安く抑制傾向にある。整形外科疾患は医学の発展した今でも、感染症のように数日で治ると言ったことはなく数カ月単位もしくは年単位で改善に要する期間が必要となっている（例えば骨折の治療にかかる時間肉離れ治療にかかる時間など）。癌の早期発見早期治療と同じく関節疾患もしくはフレイル及び骨折転倒につながるような運動器疾患を予防するには、早期運動開始が必要だと考える。要支援の方に対しての機能訓練及びリハビリテーションの推進を、大阪府としてもう少し推進できるような政策が講じれないかどうか検討を頂きたい。	運動等によるフレイル予防は重要であることから、府としても「自立支援、介護予防・重度化防止」と「社会参加の促進」を「第3章 施策の推進方策」の第1節及び第2節に掲げ、市町村支援等を通じて推進しております。要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、運動機能、栄養・食事、口腔機能等の視点から行う専門職のアセスメントをもとに、「短期集中予防サービス」として介護予防プログラムを実施することで状態を改善し、状態改善後は、地域の通いの場等に参加して引き続きその状態を維持し、さらには地域活動の担い手として活動していただくといった「社会参加による介護予防」につなげるような市町村の取組みを引き続き支援していきます。
5	第4章 大阪府認知症施策推進計画2024	選挙投票について  若年性アルツハイマー病の妻が選挙に行くことはできるが投票することが困難（文字が書けない、言いたいことが言えない等）。事前に市役所にサポート依頼の電話を入れ、サポートをして頂いて投票をしている。それぞれ障がいの度合いが異なるためサポートする人に理解されづらく本人が投票したい人に入れているか疑問が残る。 選挙権はあるが自分で行くことのできない高齢者や障がい者等の選挙票を施設等で一括投票している施設があるらしい。 施設等が一括投票できるなら、せめて選挙会場でのサポートを家族が出来るようにして頂きたい。	選挙制度に関するご要望であり、ご意見については関係部署にお伝えさせていただきます。
6	第3章 施策の推進方策	39頁「2. 健康づくりの推進」の「具体的な取組み」に、「禁煙支援」を追加して下さい。禁煙が健康寿命の延伸に最も効果的です。	計画案38頁に記載の「健活10」の取組みの一つとして「たばこから自分と周囲の人を守りましょう」を掲げており、39頁「具体的な取組み」において、健活おおさか推進府民会議や健康セミナー等の取組みを記載しています。引き続き、高齢者を含む全世代を対象に禁煙支援等に取り組むこととしております。
7	第2章 高齢者を取り巻く状況と大阪府のめざすべき方向性 第3章 施策の推進方策	最近、ペットの多頭飼育崩壊のニュースを見かけることが増え、飼い主が高齢者であるケースが多いと感じてます。確かに近所の高齢者の多くの方も何かしらペットを飼っており、高齢者の生きる糧となっているように見受けられます。ただ、たくさん増えすぎて自身の生活環境や健康が乱れるのは本末転倒であると思っています。環境省は、令和3年に「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」を策定したようですが、その中で、多頭飼育問題の背景には飼い主の経済的困窮や社会的孤立等が複雑に絡みあっていて、社会福祉部局が積極的に対応すべきと指摘しています。また、ひとり暮らしの高齢者の方が癒しのためなどでペットを飼っていることは、生活に潤いを与え、生きる力を高めるうえで意義のあることだと思いますが、突然の入院などにより残されたペットがどうなるのかあまり考えて飼っていないと感じています。高齢者に関するペット問題は社会的にも大きな課題であると思ひ、本人への福祉上の支援も重要と感じていますが、計画案にはペット問題に関する記載が全く無いのはどうしてでしょうか。多頭飼育問題などペットに関する課題を抱える高齢者の方に対する対策について計画に明記してほしいと思ひます。	複合的な課題を抱える高齢者を課題に応じた支援につなぐことが重要と考えており、本計画第3章第4節「包括的な支援体制の構築及び権利擁護の推進」において、地域包括支援センターと関係機関の連携強化や生活困窮高齢者への支援等について記載しています。これまでも、市町村や地域包括支援センターの職員等を対象とした研修において、多頭飼育問題を発見した際の動物愛護関係機関との連携等について講義を行っており、今後もペット飼育にかかる問題を含め、必要な支援につなぐ取組みを推進します。